

「岩手県環境学習ワークブック」作成業務

企画提案審査要領

令和 3 年 9 月

岩 手 県

この「企画提案審査要領（以下「審査要領」という。）」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「岩手県環境学習ワークブック作成業務（以下「本業務」という。）」に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、審査要領に基づき、審査を行うものとする。

2 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションについて、下記3に定める審査項目に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員ごとに上位3者まで順位点（1位＝10点、2位＝6点、3位＝2点）を付し、それを合計した総得点により順位を付けて県に報告するものとする。

なお、総得点が高点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合意の上、順位を決定するものとする。

- (3) 参加者が1者のみの場合でも、委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価するものとする。

この場合の評価は、上記（2）に定める方法ではなく、審査項目ごとに採点を行う方法とし、委員の評点の合計点の平均点が60点以上の点数を得た場合に受託候補者として選定するものとする。

- (4) 委員会は、順位にかかわらず、いずれの企画提案も本業務を実施するにふさわしくないと認められる場合（著しく仕様を逸脱している場合など）には、その旨の評価を付して県に報告するものとする。
- (5) 委員会は、順位等を決定するに当たり、本業務の執行に関しての意見を付すことができる。

3 審査項目及び配点

配点は 100 点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

審査項目	審査の観点	配点	
1 一般事項	業務の趣旨・目的等、県の意図を正確に理解しており、企画提案の内容が的確であること。	10	10
2 教材内容等	【全体的な内容】 児童に対し、環境保全に対する理解を深め、自ら考え行動を促すものとなっていること。	10	60
	【構成 その1】 写真、イラスト、キャラクター等が効果的に活用される等、児童の興味・関心を引き、読んでもらえるような内容への留意がなされていること。	10	
	【構成 その2】 学習指導要領が考慮され、学校の授業で取り上げられるよう、教員向けに内容への留意がなされていること。	10	
	【構成 その3】 岩手県の特徴が盛り込まれた企画案となっていること。	10	
	【活用】 ワークシートが、教員及び児童にとって使いやすいように配慮されていること。	10	
	【デザイン】 ・児童に対し視覚に訴えるデザイン等になっていること。 ・リーフレットの表紙の印象が、児童が開いてみたくなるものとなっていること。	10	
3 実施体制等	実施要領にあるスケジュールを踏まえた提案となっていること。	10	10
	受注実績や従事スタッフ等の面で、委託業務を遂行する能力があると判断できること。	10	10
4 見積内容	業務内容や業務量に応じた適切な見積内容となっており、予算の範囲内で見積もりが行われていること。	10	10
計		100	